

府中市福祉のまちづくり推進審議会について

府中市福祉のまちづくり推進審議会は、府中市福祉のまちづくり条例第8条に基づき設置される附属機関で、市長の諮問に応じて福祉のまちづくりに関する事項について調査や審議を行います。

1 府中市福祉のまちづくり条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。
- (2) 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

(以下略)

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する府中市福祉のまちづくり推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福祉のまちづくり推進審議会)

第8条 市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議をするため、府中市福祉のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査及び審議をする。

- (1) 推進計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項
- 4 専門の事項を調査及び審議をするため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 5 第2項及び前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 府中市福祉のまちづくり条例施行規則(抜粋)

(審議会の構成)

第14条 条例第8条に規定する福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)は、市民、事業者、高齢者団体及び障害者団体の関係者並びに学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の規定により委嘱された委員は、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員としての資格を失うものとする。

(審議会の運営)

第16条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議会の招集)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集する。

(審議会の会議)

第18条 審議会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は説明若しくは意見を聴くことができる。

(専門部会)

第18条の2 条例第8条第4項に規定する専門部会は、市長が委員のうちから選任する者及び委員以外から選任する者をもって組織する。

- 2 専門部会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の専門委員をもって組織する。

- (1) 市長が委員のうちから選任する者 6名
- (2) 市長が委員以外から選任する者 2名